

藤沢市業務継続計画（概略）

※「藤沢市業務継続計画」及び「藤沢市防災計画」を基に、介護保険課において概略を作成したものです。災害等が発生した際に、介護保険課の優先業務や休止業務を共有する目的で作成しているため、他部署の情報や概要説明の部分については省略しています。

市全体のより詳細な内容については、

- ・「藤沢市業務継続計画」（掲載場所：ホーム＞防災・防犯＞防災＞施策・計画＞藤沢市業務継続計画について）
- ・「藤沢市防災計画」（掲載場所：ホーム＞防災・防犯＞防災＞施策・計画＞「藤沢市地域防災計画」について）

を参照してください。

—目次—

1. 災害想定
2. 職員参集の想定
3. 業務継続計画の発動について
4. 本庁舎が使用できなくなった場合
5. 非常用電源の設置状況
6. 通信手段について
7. 介護保険課における非常時優先業務について

1. 災害想定

（1）前提とする大規模地震

大正型関東地震（関東大震災）と同規模の地震を想定

項目	内容
震源域	相模トラフ
規模	マグニチュード8.2
震度	6（弱）～7
建物被害（全壊・半壊）	約49,500棟
建物被害（火災）	120件（消失棟数約9,300棟）
避難者数（避難所外避難者含む）	1日後 237,900人
	4日後 237,900人
	1ヶ月後 193,720人

(2) 前提とする感染症

中等度：アジアインフルエンザ等並みを想定（致死率 0.53%）

重度：スペインインフルエンザ並みを想定（致死率 2.0%）

人口の約 25%が感染すると想定

項目	被害量	
医療機関を受診する患者数	約 44,200 人～約 88,200 人	
入院患者数	中等度	重度
	～約 1,700 人	～約 6,500 人
死亡者数	中等度	重度
	～約 550 人	～約 2,000 人

2. 職員参集の想定

職員の居住環境等から、職員本人及び家族の被災により、全職員のうちの「15%」は参集できないものとする。災害対策本部の指名を受けている職員は、災害発生時に自動参集し、災害対策本部の応援業務や避難所開設等の業務にあたる。当該職員は介護保険課業務ではなく、災害対応業務が優先となる。

《時間区分ごとの参集予測》

発災後の時間区分ごとの参集予測（参集できる職員の割合）を次のとおりとする。

- ・ 発災後 3 時間 … 「災害時の想定職員数」の 70%
- ・ 発災後 1 日 …… 「災害時の想定職員数」の 80%
- ・ 発災後 3 日 …… 「災害時の想定職員数」の 90%

3. 業務継続計画の発動について

(1) 業務継続計画の発動

本計画を発動する時期について次のように設定する。

- ア 市域で震度 6 弱以上の地震が発生し、甚大な被害が生じると考えられる場合
- イ 災害対策本部長（市長）が必要と認めた場合

(2) 発動時の対応

本計画を発動した場合には、緊急業務及び市民生活の維持に必要な優先度の高い通常業務を継続するとともに、不急業務の休止を行い、非常時優先業務を行うものとする。

(3) 業務継続計画の解除

災害対策本部長は、業務継続計画の発動の必要がなくなつたと判断したときは、業務継続計画の発動を解除する。

4. 本庁舎が使用できなくなった場合について

本庁舎が使用できなくなった場合には、新耐震基準であり、非常用電源装置が整備されている市役所分庁舎の空き室を本庁舎の機能が回復するまで一時的に活用することとし、災害対策本部室に関しては、分庁舎3階会議室を使用することとする。

5. 非常用電源の設置状況

停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。各施設、停電時の非常用発電機による電源供給先は庁舎内の電灯や一部の指定コンセントに限定される。

施設名	設置台数	稼働時間	燃料	稼働方法
本庁舎	2	72時間以上	軽油	自動稼働
分庁舎	1	72時間以上	軽油	自動稼働

6. 通信手段について

災害時にもつながりやすい通信手段の確保

断線等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。通信手段のうち発災時にどれが一番つながりやすいかは、災害や環境によって事前に特定することは困難であるため、複数の手段を用意する。

- ・ 防災行政無線 市内 144 カ所
- ・ MCA無線 市内 233 カ所
- ・ 公衆無線LAN 市内 15 カ所 等

7. 介護保険課における非常時優先業務について

通常業務のランク区分および定義・考え方通常業務の優先順位（ランク）区分や定義は、内閣府や他自治体での事例などを参考に、次に示すようにS～Dの5段階に区分する。

(1) 地震における業務継続計画

地震における通常業務を区分する際の目安は、次に示す内容とする。

S	人命に係わる業務	3時間以内の着手を目標
A	継続すべき業務	1日以内の着手を目標
B	縮小すべき業務	3日以内の着手を目標
C	一時的に停止すべき業務	2週間以内の着手を目標
D	一定期間停止すべき業務	1ヵ月以内の着手を目標

(2) 感染症（強毒性）における業務継続計画

感染症における通常業務を区分する際の目安は、次に示す内容とする。

S	人命に係わる業務	県内感染期でも継続判断
A	継続すべき業務	県内発生早期から県内感染期に縮小及び停止判断
B	縮小すべき業務	県内発生早期に縮小及び停止判断
C	一時的に停止すべき業務	県内未発生期に縮小及び停止判断
D	一定期間停止すべき業務	海外発生期（国内1例発生）に縮小及び停止判断

(3) 介護保険課業務優先事項

業務継続計画「部署」詳細

指揮本部			福祉部						部署			介護保険課										
災害時の 想定職員数			必要人数内訳															必要人数合計				
行 I	行 II	任 会 計 年 度 等 度	S			A			B			C			D			S	A	B	C	D
			行 I	行 II	任 会 計 年 度 等 度	行 I	行 II	任 会 計 年 度 等 度	行 I	行 II	任 会 計 年 度 等 度	行 I	行 II	任 会 計 年 度 等 度	行 I	行 II	任 会 計 年 度 等 度					
21	0	22	0	0	0	3	0	0	3	0	0	9	0	10	21	0	22					
S			人命に係わる業務						地震			: 3時間以内に着手										
									感染症			: 県内感染期			0							
・該当業務なし																						
A			継続すべき業務						地震			: 1日以内に着手										
									感染症			: 県内発生早期-県内感染期			3							
・介護事業所に対する情報の収集又は発信																						
・介護事業所、利用者等からの相談																						
B			縮小すべき業務						地震			: 3日以内に着手										
									感染症			: 県内発生早期			3							
・該当業務なし																						
C			一時的に停止すべき業務						地震			: 2週間以内に着手										
									感染症			: 県内未発生期			19							
・介護保険料の納付相談																						
・介護保険の要介護認定及び要支援認定に関すること(新規・区分変更)																						
・介護保険の保険給付に関すること																						
D			一定期間停止すべき業務						地震			: 1ヶ月以内に着手										
									感染症			: 海外発生期(国内1例発生)			43							
・介護保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関すること																						
・介護保険被保険者証の交付																						
・介護保険料の賦課、徴収及び滞納処分																						
・介護保険の要介護認定及び要支援認定に関すること(更新)																						
・事業者の指定及び指導等																						
・事業所の整備に関すること																						
・介護人事育成支援事業に関すること																						
・適正化事業に関すること																						

以上